

【お知らせ】「特別食加算（嚥下調整食）に係る研修会」第2期の開催について

2026/06/11

令和8年度診療報酬改定において新設された「特別食加算（嚥下調整食）」に関連し、厚生労働省より公表された「[疑義解釈資料の送付について（その5）](#)」（令和8年5月8日保険局医療課事務連絡）において、施設基準の責任者要件に係る「嚥下調整食に関する専門的な知識・技術を有する管理栄養士を養成することを目的とした10時間以上の研修」として、下記研修が示されました。

- ・日本栄養士会が主催する「特別食加算（嚥下調整食）に係る研修会」
- ・日本健康・栄養システム学会が主催する「特別食加算（嚥下調整食）対応：適切な嚥下調整食提供のための研修」

本会では、一般社団法人日本摂食嚥下リハビリテーション学会のご協力のもと、「特別食加算（嚥下調整食）に係る研修会（A・B研修）」を実施しております。

このたび、「特別食加算（嚥下調整食）に係る研修会（A・B研修）」第2期の開催日程が決定しましたので、お知らせいたします。

■「特別食加算（嚥下調整食）に係る研修会（A・B研修）」第2期について

【A研修（講義：オンデマンド）】

配信期間（予定）：2026年10月中～11月中

【B研修（演習・実習：対面）】

開催日：2026年12月5日（土）

時間：10時～18時（予定）

会場：大妻女子大学 千代田キャンパス

※A研修およびB研修は、一連の課程として実施します。

※申込受付は9月～、日本栄養士会研修管理サイトmanaable（マナブル）より開始します。

■第2期A・B研修の受講対象について（予定）

定員は50名を予定しており、現時点では、以下の方を主な対象として準備を進めています。

- ・日本摂食嚥下リハビリテーション学会認定士を有する管理栄養士
- または
- ・2021年度～2025年度に本会主催「初心者研修」を修了し、かつ「追加研修（第1回）」を修了した管理栄養士（医療機関での実務経験3年以上）

■認定士資格を有しない方向けの研修体系について

本会では、認定士資格を有しない管理栄養士についても、段階的に知識・技能を習得しながら、A・B研修へ進んでいただけるよう、今年度においては下記研修を実施予定です。

なお、本研修体系は令和8年度における運用であり、令和9年度以降については、受講者の状況や制度運用を踏まえ、研修体系の見直しを行う場合があります。

① 摂食嚥下リハビリテーション分野「初心者研修」

開催時期（予定）

2026年11月（オンデマンド） ※申込受付は9月～

主な内容

- ・摂食嚥下リハビリテーション総論
- ・評価方法とアプローチ
- ・栄養ケアプロセス

- ・嚥下調整食学会分類2021・発達期嚥下調整食2018
- ・管理栄養士による食事の観察対応 等

② 摂食嚥下リハビリテーション分野「追加研修（eラーニング）」

開催時期（予定）

【第1回】2026年8月中～9月中 ※申込受付は6月末～

【第2回】2026年11月中～12月中 ※申込受付は9月末～

【第3回】2027年2月中～3月中 ※申込受付は12月末～

主な内容

- ・リハビリテーション医学総論
- ・嚥下関連器官の解剖生理
- ・嚥下障害の原因と病態
- ・嚥下造影検査（VF）・嚥下内視鏡検査（VE）
- ・直接訓練の開始基準・中止基準
- ・摂食嚥下障害のリスク管理
- ・摂食環境の調整
- ・臨床栄養の基礎
- ・経管栄養法・静脈栄養法 等

※追加研修（第1回・第2回）は、2021年度以降に本会主催「初心者研修」を修了している方で、かつ医療機関における実務経験3年以上の方を対象として実施予定です。

※2026年11月開催予定の初心者研修を新たに受講される方につきましては、「追加研修（第3回）」の受講をご案内予定です。

■都道府県栄養士会におけるA・B研修の開催について

本会主催研修に加え、今後は、都道府県栄養士会主催による「特別食加算（嚥下調整食）に係る研修会（A・B研修）」の開催（2026年10月以降予定）も進めております。

開催地域や日程等につきましては、準備が整い次第、日本栄養士会ホームページ等を通じて順次ご案内いたします。

■今後のご案内について

各研修の詳細な開催要領および申込受付につきましては、準備が整い次第、日本栄養士会研修管理サイトmanaable（マナブル）にて順次ご案内いたします。

■よくあるお問い合わせ

Q1. 日本摂食嚥下リハビリテーション学会認定士を持っていない場合でも、A・B研修を受講できますか。

A. 受講可能です。

ただし、第2期A・B研修では、2021年度以降の本会主催「初心者研修」を修了し、かつ「追加研修（第1回）」を修了していることが要件です。

Q2. 2026年11月開催予定の初心者研修を受講した場合、第2期A・B研修を受講できますか。

A. 2026年11月開催予定の初心者研修を新たに受講される方につきましては、第2期A・B研修の対象には含まれません。

初心者研修修了後、「追加研修（第3回）」をご受講いただき、その後開催されるA・B研修への参加をご検討ください。

Q3. 追加研修はどの回を受講しても、第2期A・B研修の受講要件を満たしますか。

A. 第2期A・B研修の受講を希望される方につきましては、「追加研修（第1回）」の受講をご検討ください。

なお、「追加研修（第2回）」は初心者研修と開催時期が重なるため、第2期A・B研修受講要件としては、第1回修了者を主な対象として想定しています。

Q4. 都道府県栄養士会が開催するA・B研修でも、施設基準の研修要件を満たしますか。

A. 本会が示す開催基準に基づき実施される研修については、同様の研修としてご案内予定です。詳細は今後、日本栄養士会ホームページ等でお知らせします。

Q5. 初心者研修、追加研修、A・B研修の募集開始時期はいつ頃ですか。

A. 各研修の募集開始時期（予定）は以下のとおりです。

- ・追加研修（第1回）：2026年6月末頃
- ・A・B研修 第2期：2026年9月頃
- ・初心者研修：2026年9月頃
- ・追加研修（第2回）：2026年9月末頃
- ・追加研修（第3回）：2026年12月末頃

詳細につきましては、日本栄養士会ホームページおよびmanaable（マナブル）にて順次ご案内いたします。

Q6. 日本栄養士会会員でなくても受講できますか。

A. A・B研修、追加研修は、日本栄養士会会員を対象とします。なお、初心者研修は、日本栄養士会会員以外の方も受講可能です。

Q7. 今年度「初心者研修」を受講した場合、追加研修も受講した方がよいでしょうか。

A. 将来的に「特別食加算（嚥下調整食）に係る研修会（A・B研修）」の受講を希望される方は、追加研修まで受講いただくことをお勧めします。

令和8年度は、「初心者研修」および「追加研修」を修了した方を、認定士資格を有しない方のAB研修受講対象としております。

また、令和9年度以降の研修体系については現在検討中であることから、AB研修の受講を検討されている方は、今年度中に追加研修まで修了しておくことをおすすめします。

全てのお知らせ一覧を見る